

平成 31 年度 医師臨床研修の募集定員について

1 平成 31 年度都道府県全体の募集定員の上限の設定について

- (1) 国は、平成 25 年 12 月の臨床研修制度見直しの報告書を踏まえ、全体の募集定員を、段階的に縮小し、平成 32 年度までに 1.1 倍にすることとしている。
- (2) 上記 (1) を踏まえ、平成 31 年度は、全体の募集定員が研修希望者の 1.12 倍となるよう設定された。

2 東京都の募集定員について(試算)

- (1) 国から提示予定の東京都募集定員の上限 ※ () 内は昨年度の値
1, 537 人 (1, 477 人 + 60 名)
- (2) 国から提示される病院別仮定員数計 (東京都推計) 1, 346 人
- (3) 東京都調整枠 (東京都試算) $1, 537 \text{ 人} - 1, 346 \text{ 人} = \underline{191 \text{ 人}}$
この 191 名について、都において、各病院へ定員を配分する。

3 東京都調整枠配分方法(案)について

- (1) 基本的な考え方
 - ① 昨年度までの配分方法と同様に、少しでも各病院の希望数に達するよう配分
 - ② 具体例として、過去 3 年間の各病院の内定者数の平均値は募集出来るよう配分を調整
 - ③ ②の調整後、調整枠に残数がある場合には、過去のマッチング割合の実績等が高い病院を優先に配分を実施
- (2) 今後のスケジュール
 - ① 現在、各病院から国へ募集定員の希望数を申請、国において集計中
 - ② 国で取りまとめ後、各都道府県へ情報提供 (5 月末頃)
 - ③ 国からの情報提供後、都において、配分枠を調整し国へ報告 (6 月末頃)
 - ④ 国において、各病院の平成 31 年度募集定員を決定 (7 月末頃)